

運動部活動「学校連携方式」について

札幌市教育委員会

札幌市では、中学校の小規模化等により、各学校における部活動の設置数が減少していることから、生徒が希望する種目の運動部活動に入部できないという状況も見られます。

そのため、札幌市教育委員会では、平成28年度から、生徒が他校の運動部活動に参加する「学校間連携方式」を導入しています。これは、自分の学校に希望する運動部活動がない場合に、隣接する学校の運動部活動に参加することを可能とするものです。

本来であれば自分の学校で仲間と励まし合い、高め合いながら活動することが望まれるところですが、自分の学校に参加を希望する種目の部がない場合でも、生徒が希望する種目の部活動に参加することができるようになっていきます。この仕組みの利用の仕方は次の通りです。利用を希望する場合には、学校にご相談ください。

- 1 利用希望者がいる場合、学校を通して教育委員会へ参加申請をします。
教育委員会では受け入れる学校の調整を行います。
※調整の結果、ご希望に添えない場合もあります。あらかじめご了承ください。
- 2 主に、陸上競技、卓球、柔道、剣道、体操、相撲、ソフトテニス、バドミントンなどの個人種目での参加を想定しています。
※個人種目の大会参加については、本校で相談の上、決定します。
- 3 団体種目については、練習に参加することは可能ですが、札幌市中学校体育連盟主催の大会には参加できないなどの制約があります。
- 4 他校の部活動への参加にあたり、受入対象校における部活動のルールを守ることや、移動の際の安全などについて、理解と協力をいただきます

(様式 1-②)

[生徒及び保護者が作成し、在籍学校長へ提出。その後在籍校から教育委員会と受入校に送付。]

令和 4 年 月 日

札幌市立八軒東中学校 学校長様 (在籍校)

運動部活動「学校間連携方式」の活用希望について

○運動部 (種目) 名 _____ 部 ※男女別も記載してください

○生徒氏名 _____ 年 組 氏名 _____

○本事業について

(実施要項を読み、各項目について確認・同意されましたら、チェックをお願いします。)

《受入校について》

☐ 原則として、隣接する学校の運動部活動に参加する。

隣接する学校に希望する運動部が設置されていない場合は、自宅からの距離、公共交通機関等を考慮し、近接の学校となる場合もある。

☐ 受入校の部活動運営規定や方針に従って活動するものとする。

☐ 受入校への移動について、自転車による移動は禁止とする。

生徒の活動場所への移動中の事故及び活動場所から自宅への移動中の事故は、対象生徒の保護者及び在籍校が事故対応を行うものとする。

《札幌市中学校体育連盟主催大会への参加について》

☐ 個人種目については、在籍校の学校長の承認を得て参加することが可能である。引率は、在籍校の校長及び教員が行うものとする。

☐ 団体種目については、受入校の一員として参加することはできない。

○競技歴やこれまでの実績等について

--

○健康上留意すべき点等、受入校へ伝えるべき内容について

--

以上の内容について了承した上で、学校間連携方式の活用を申請いたします。

保護者署名 _____